

# その他ライフイベント等に応じた休暇・休業制度一覧表

【出典：防衛省職員のための両立支援ハンドブック(2021)】

制度名		制度の概要等	
特別休暇	職員が結婚する場合の特別休暇	概要	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のために取得可能
		期間	結婚の日の5日前の日から結婚の日後1月を経過する日までの間において、連続する5日の範囲内の期間
		その他	戸籍上の届出をする婚姻だけではなく、事実上の婚姻（いわゆる内縁、事実婚）も含まれる。
	親族死亡の場合の特別休暇	概要	職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族死亡に伴い必要と認められる行事等のために取得可能
		期間	死亡した親族等に応じて定められた連続する日数（葬儀のため遠隔地に赴く場合は、往復に要する日数を加算）の範囲内の期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者、父母の場合は7日</li> <li>・子の場合は5日</li> <li>・祖父母の場合は3日（代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は7日）など</li> </ul>
	父母の追悼のための特別休暇	概要	職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る）のために取得可能
期間		1日の範囲内	
総合的な健康診査（いわゆる人間ドック）を受けるための特別休暇	概要	総合的な健康診査（いわゆる人間ドック）を受けるために取得可能	
	期間	1日の範囲内の期間（午後に始まり翌日の午前中に終了する総合的な健康診査を選択する場合など特別の事情がある場合は、2日の範囲内の時間）	
	その他	防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）別表第1に掲げる検診の項目をおおむね含み、官房長等又は防衛省共済組合が計画し、実施するものに限る。	
その他休業	配偶者同行休業	概要	職員が、外国での勤務等により外国に住所及び居所を定めて滞在する配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするため、一定期間休業することが可能
		期間	3年を超えない範囲内

